

平成23年度 事業計画

社会福祉法人静岡県共同募金会

事業運営の方針

住民相互のたすけあいを基調に展開される共同募金運動は、本年度で65回目を迎える。この間、本県の民間社会福祉事業の向上発展に大きく寄与してきた。

しかしながら社会経済環境の変化とともに本県の募金実績額は平成7年度をピークに減少傾向にある。

また、地域における孤立・孤独の増加とこれに起因する孤独死などの問題、自殺者や児童虐待の増加等深刻な状況が続いている。

このような地域が抱える社会的課題の解決に取り組む日常的な支え合い活動を支援するため、住民組織や市町社会福祉協議会、特定非営利活動法人等の協働による地域福祉活動への助成の充実が求められている。

本会は、たすけあい精神の普及を図り、募金額の低減傾向に歯止めをかけるため、本年度、次の方針に沿って以下の事業を行う。

1. 共同募金がいかに有効に活用されてきたか（使途）、そして今後の地域社会にとっていかに必要なものか（役割、使命）について、一般社会に広く正しく理解される広報活動の実施。
2. 地域の支え合い活動への支援をとおして、地域の人たちに共同募金の役割を理解浸透させ、戸別募金の増額への醸成を図る。
3. 企業・法人に対して、赤い羽根共同募金への協力メニューを提示し社会貢献活動を促進する。
4. 中央共同募金会がすすめる共同募金改革については、諸規定の改正を進める。

第1 広報活動の推進

- 1 共同募金の役割、使命、使途（ありがとうメッセージ。）の浸透
 - ①本会作成の各資材には、役割、使命、使途を掲載する。
 - ②自治会連合会・民生委員協議会への情報提供（申請、使途）を促進する。
 - ③各戸配布用のチラシの内容を市町版とし、市町社会福祉協議会の「ありがとうメッセージ」を積極的に活用する。
- 2 放送機関、報道機関への協力要請

中央共同募金会作成の運動開始用及び運動終了用のテレビスポット、ラジオスポットを各放送局(民間テレビ・ラジオ、ケーブルTV、コミュニティFM含む)に提供する。
- 3 地元プロスポーツチームの協力を仰ぎ広報を更に充実させる。
- 4 県教育委員会と連携し、高校生のボランティア活動の一つとして共同募金運動に取り組む。
- 5 助成を受けた施設・団体・ボランティアグループなどへの受配標示の徹底
- 6 ホームページの充実強化

- ①助成先の「ありがとうメッセージ」を掲載して使途の情報提供に努める。
- ②募金協力企業等を掲載し企業の社会貢献活動を周知する。
- ③申請者の利便性を向上させるため、申請用紙、助成要綱などをダウンロードできる仕組みを充実する。
- ④中央共同募金会とリンクして共同募金に関する情報を発信する。
- ⑤助成先と情報の共有化を図るため、リンクを強化する。
- ⑥ユニバーサル化の促進
- 7 税制上の優遇措置の周知
- 8 広報・募金資材の配布、斡旋及び普及

第2 募金・助成事業の実施

1 受配者の範囲及び助成予定額

助成要綱に基づき、助成を希望する民間施設・団体からの申請を取りまとめ、配分委員会の審議を経て助成計画を策定する。

2 募金目標額の設定

下記の方法により支会に依頼する。

①赤い羽根共同募金

- ・広域目標額については、施設・団体・ボランティアなどに対する助成計画に本運動の事務費を加え、さらに諸般の状況を勘案して決定する。
- ・地域目標額については、市町社会福祉協議会の地域福祉活動計画による事業計画に基づき市町支会で設定する。

②歳末たすけあい募金

市町社会福祉協議会が歳末の時期に実施する贈呈事業などの支援計画をもとに、市町支会で募金目標額を設定する。

③NHK歳末たすけあい義援金

前年度実績額を目標額とする。

3 募金の実施

(1) 社会福祉法の規定に基づいて厚生労働大臣の指定する期間（例年10月1日から12月31日までの3カ月間）に募金活動を実施する。

①赤い羽根共同募金（例年10月1日から12月31日までの3カ月間）

- ア 法人募金については、奉仕者の協力を得て実施する。
- イ 助成先や募金ボランティア（公募）による街頭募金を推進する。
- ウ 募金箱の設置を推進する。
- エ 経済界関係団体への働きかけを促進し、社会貢献窓口とつなげる。

②歳末たすけあい募金（例年12月1日から12月31日までの1カ月間）

③NHK歳末たすけあい義援金（例年12月1日から12月25日までの25日間）

- ア ダイレクトメールを3,000円以上の寄付者に中央共同募金会を通じて発送する。

(2) 年間を通した寄付の受入

- ①各業界団体を通じて、募金箱並びに自動販売機の設置を推進する。
- ②中央共同募金会が推進する「ネット募金」のPRに努める。

4 助成の実施

①赤い羽根共同募金

配分委員会の審議を経て理事会・評議員会で決定し、助成する。

②歳末たすけあい募金

歳末の時期に対象者に贈る必要から、理事会、評議員会からの委任を受け会長が決定し助成する。なお、助成結果については、理事会、評議員会に報告する。

助成後の寄付金については、配分委員会の審議を経て理事会、評議員会で決定する。

③NHK歳末たすけあい義援金

歳末の時期に対象者に贈る必要から、理事会、評議員会からの委任を受け会長が決定し助成する。なお、助成結果については、理事会、評議員会に報告する。

助成後の寄付金については、配分委員会の審議を経て理事会、評議員会で決定する。

5 受配者に対する使途の監査

機器整備費については、受配者から、使途指定事業の完了後、直ちに「使途実施報告書・交付請求書」を提出させ、実施内容について書面監査する。

事業費については、受配者から、使途指定事業の完了後、1ヶ月以内に「使途実施報告書」を提出させ、実施内容について書面監査する。

なお、必要あると認めるときは、本会の役職員が実地に監査を行うものとする。

6 民間社会福祉資金の総合調整

①中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業の推薦業務受託

②車両競技公益資金記念財団など各種助成団体の補助、助成についての情報提供

第3 受配者指定寄付金の受入れ及び審査

受配者指定寄付金に係る税制上の優遇措置については、取扱基準及び取扱細目に基づき適正な運用を図る。

第4 公益信託「小川忠孝老人福祉基金」の運営

本会が受託している公益信託の運営に当たるとともに、公益信託「小川忠孝老人福祉基金」運営委員会を開催し、助成先及び助成額を決定する。

第5 災害被災者支援事業の実施

1 災害たすけあい募金の実施

災害が発生し災害救助法が適用された場合は、必要に応じ関係機関との協力のもとに災害たすけあい募金を実施し、義援金の受入れ及び送金に関する業務を行う。

2 災害被災者等の支援の実施

災害の発生に伴うボランティア活動や活動拠点事務所の立上げ、また損壊した福祉施設の建物、設備の復旧等を支援するため、社会福祉法の規定に基づき共同募金から災害等準備金を積立てる。

本県又は国内において災害が発生し、災害等準備金の助成及び被災県への拠出が必要になった場合は、全国統一の「災害支援制度運営要綱」、「災害支援制度実施要領」、「災害支援制度の細目及び基準」に基づき、迅速かつ適切に支援を実施する。

第6 その他本会の目的達成上必要と認める事項

①支会事務局長研究協議会、事務担当者事務打合せ会の開催

②静岡県健康福祉大会の共催

③顕彰の実施

- ・本会事業の遂行に功績のあった募金ボランティア、地区・団体、従事者に対し、顕彰規程により顕彰する。
- ・高額寄付者には、その金額に応じて紺綬褒章、厚生労働大臣感謝状、中央共同募金会会長感謝状又は感謝楯の申請を行う。

④中央共同募金会主催の研修会等への派遣

⑤社会福祉協議会等との連絡調整

県及び県内各市町社会福祉協議会、中央共同募金会その他関係団体と緊密に連絡を取り合うとともに、情報交換に努める。

第7 会務の運営

1 法人の運営

定款の定めに基づき、理事会、評議員会、監事監査、配分委員会を開催し、適切な運営を図る。

2 情報公開の実施

事業運営の透明性を一層推進するため、情報公開規程に基づき情報の公開を行う。

3 業務事業合理化の推進

業務事業の円滑・効果的な運営を図るため、引続き合理化に努めるとともに、必要に応じ諸規程等の見直し、改正を行う。